

事業主の皆様へ

従業員の個人住民税は 特別徴収して納めましょう！

給与所得者の個人住民税は、特別徴収（天引き）
することが法律等で義務付けられています。
(P 2 Q 1 参照)

パート・アルバイトや非常勤職員でも特別徴収
しなければなりません。
(P 3 Q 4 参照)

特別徴収の方法による納税のしくみ

給与所得者
(納税義務者)

①給与支払報告書の提出、②退職者等の報告や⑥個人住民税の納入には、電子申告・電子納税（eLTAX）のご利用が便利です。

④特別徴収税額の通知
(5月31日まで)

⑤個人住民税の徴収
(6月から翌年5月まで
毎月の給与支給日)

給与支払者
(特別徴収義務者)

①給与支払報告書の提出
(1月31日まで)

②退職者等の報告
(4月15日まで)

③特別徴収税額の通知
(5月中旬まで)

⑥個人住民税の納入
(翌月10日まで)

※納期の特例の承認制度あり

市町村
(税額計算)

※このチラシは、既に特別徴収を行っている事業主の方へも送付させていただいております。

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q 1 個人住民税の「特別徴収」とは、どんな制度ですか。

A

所得税の源泉徴収制度と同様に、事業主（給与支払者）が、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から個人住民税（市町村民税や県民税）を徴収（天引き）し、納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入していただく制度です。

地方税法等により事業主には、特別徴収する義務があります。（地方税法第321条の4及び各市町村の条例）

Q 2 「特別徴収」に切り替えると事務手続の負担が大きくなりませんか。

A

個人住民税は、給与支払報告書等に基づいて、従業員の住所地の市町村が税額を計算し、従業員ごとの額をお知らせします。事業主は、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、翌月10日までに市町村へ納めていただきます。所得税のように、事業主自ら税額を計算することや年末調整をする必要はありません。また、ボーナス時の徴収はありません。

なお、従業員に異動（退職、転勤）があった時には、特別徴収に係る異動届出書を翌月10日までに従業員の住所地の市町村に提出していただく必要があります。

※ さらに従業員が常時10人未満の事業主には、申請により、年12回の納期を年2回とする制度があり、事務を軽減することができます。（納期の特例の承認）

Q 3 どのような事業主が「特別徴収」を行うのですか。

A

所得税の源泉徴収を行う事業主のうち、前年中に給与の支払いを受けた従業員に、4月1日の現況において給与の支払いを行う事業主です。

Q 4 パートやアルバイトであっても、全員「特別徴収」をする必要がありますか。

A

特別な場合を除き、パート・アルバイト等を含む全ての従業員※から特別徴収をしていただく必要があります。

＜特別な場合の例＞

- ・ 給与所得者のうち支給期間が1か月を超える期間によって定められている給与のみの支払いを受けている者（例：2か月に1回給与の支払いを受けているなど）
- ・ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1か月を超える期間以上乗船することとなるため慣行として不定期にその給与の支払いを受けている者

※従業員が外国人の場合も日本人と同様の手続が必要です。

詳しくは、総務省 HP「外国人の方の個人住民税について」をご覧ください。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html)

Q 5 「特別徴収」をしない場合、罰則の適用はありますか。

A

地方税法第321条の5の規定により、特別徴収義務のある事業主は、給与の支払いをする際に、個人住民税を徴収し、納期限内に市町村に納入する義務があります。

このため、特別徴収をしない場合においては、地方税法第324条において、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金刑が設けられています。

◎詳しくは、納入される市町村の個人住民税担当課までお問い合わせください。

※ 市町村担当課の連絡先は裏面をご覧ください。

毎月の特別徴収に係る個人住民税の納入には eLTAX のご利用が便利です

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAX ご利用の主なメリット

- 自宅やオフィスから申告や納付ができます
- 複数の地方公共団体等へ一括で手続きができます
- 各地方公共団体が指定する金融機関に限らず、多くの金融機関を利用できます

個人住民税で利用可能な主な手続き

<電子申告>

- ・給与支払報告書の提出や退職者等の届出
- ・その他特別徴収に関わる手続

<電子納税>

- ・特別徴収に係る本税等の納入
- ※地方税のダイレクト納付のご利用開始には、一ヶ月程度必要です。

詳しくは eLTAX ホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

国税よりダイレクト納付のご案内

e-TAX ソフト (WEB 版) を利用すれば『源泉所得税及復興特別所得税』の納付書の作成⇒送信⇒納付までをパソコンから簡単な操作で行うことができます。

詳しくは e-TAX ホームページ

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。



<市町村担当窓口>

市町村名	担当部署名	郵便番号	住 所	連絡先電話番号
新潟市	市民税課	951-8554	新潟市中央区古町通7番町1010番地	025-226-2253
長岡市	市民税課	940-8501	長岡市大手通1-4-10	0258-39-2711
三条市	税務課	955-8686	三条市旭町2-3-1	0256-34-5529
柏崎市	税務課	945-8511	柏崎市日石町2-1	0257-23-5111 (内線)2201・2202
新発田市	税務課	957-8686	新発田市中央町3-3-3	0254-28-9321
小千谷市	税務課	947-8501	小千谷市城内2-7-5	0258-83-3508
加茂市	税務課	959-1392	加茂市幸町2-3-5	0256-52-0080 (内線)121
十日町市	税務課	948-8501	十日町市千歳町3-3	025-757-3716
見附市	税務課	954-8686	見附市昭和町2-1-1	0258-62-1700 (内線)122・123
村上市	税務課	958-8501	村上市三之町1-1	0254-53-2111 (内線)2141・2142
燕市	税務課	959-0295	燕市吉田西太田1934番地	0256-77-8142
糸魚川市	市民課	941-8501	糸魚川市一の宮1-2-5	025-552-1511 (内線)2140～2142
妙高市	市民税務課	944-8686	妙高市栄町5-1	0255-74-0011
五泉市	税務課	959-1692	五泉市太田1094-1	0250-43-3911 (内線)265～267
上越市	税務課	943-8601	上越市木田1-1-3	025-520-5650
阿賀野市	税務課	959-2092	阿賀野市岡山町10-15	0250-61-2472
佐渡市	税務課	952-1292	佐渡市千種232	0259-63-5110
魚沼市	税務課	946-8601	魚沼市小出島910番地	025-792-9751
南魚沼市	税務課	949-6696	南魚沼市六日町180-1	025-773-6668
胎内市	税務課	959-2693	胎内市新和町2-10	0254-43-6111 (内線)1128
聖籠町	税務課	957-0192	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635-4	0254-27-2111
弥彦村	税務課	959-0392	西蒲原郡弥彦村大字矢作402	0256-94-3134
田上町	町民課	959-1503	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070	0256-57-6115
阿賀町	町民生活課 税政係	959-4495	東蒲原郡阿賀町津川580	0254-92-5761
出雲崎町	町民課	949-4392	三島郡出雲崎町大字川西140	0258-78-2292
湯沢町	税務課	949-6192	南魚沼郡湯沢町大字神立300	025-784-3452
津南町	税務町民課	949-8292	中魚沼郡津南町大字下船渡戊585	025-765-3113
刈羽村	住民生活課	945-0397	刈羽郡刈羽村大字割町新田215-1	0257-45-3915
関川村	住民税務課	959-3292	岩船郡関川村大字下関912	0254-64-1451
粟島浦村	総務課	958-0061	岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513-11	0254-55-2111